

小規模事業者を対象に**一時金を交付**します！

【新型コロナウイルス感染症対応小規模事業者等支援事業】

融資を受けた
方対象

横浜市では、新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少など、厳しい状況の中で融資を活用しながら事業継続を目指す小規模事業者の皆様に一時金を交付します。

交付対象者

次の**2つの要件両方に該当**する者

① **市内に事業所を置く小規模事業者**（※）

※ 中小企業信用保険法第2条第3項各号における小規模企業者

（常時使用する従業員数が法で定める人数以下の会社、個人、事業協同小組合、企業組合、協業組合、医業を主たる事業とする法人、特定非営利活動法人）

② 「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」（横浜市の制度融資メニュー）で

50万円以上500万円以下の融資を受けている者（※）

※ 令和3年1月31日までに融資を受けている必要があります。

当該制度融資については、裏面下部に記載の【参考】URLをご確認ください。

交付額

1事業者につき、**一律10万円**（事業継続のために活用するものとします。）

申請期間

令和2年5月25日（月）～令和3年3月5日（金）

※2,600件程度を予定しています。上限に達した場合は、申請期間締切前に終了となります。

交付の流れ

① 申請書類一式を指定の宛先に郵送いただきます。**令和3年3月5日（金）必着**

一時金の交付（申請書類の審査後、交付決定通知を郵送します。）

② 一時金の受領後、**実施報告書**を指定の宛先に郵送いただきます。
（原則、一時金の受領後、30日以内にお送りいただきます。）

主な提出書類

<申請時>

- ・申請書兼請求書
- ・「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」で50万円以上500万円以下の融資を受けたこと（※）が証明できる書類の写し
（金銭消費貸借契約書、返済予定表、信用保証決定のお知らせ）
※令和2年12月31日までに保証申込を受け付けし、かつ、令和3年1月31日までに融資を受けている必要があります。
- ・振込先がわかる通帳等の写し

<一時金交付後>

- ・実施報告書

様式はこちらのページからダウンロード可能です。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/syoukiboshien.html>

郵送先

〒231-8799

横浜市中区日本大通5-3

日本郵便 横浜港郵便局留

IDEC 横浜 小規模事業者支援一時金係 宛

申請に関するお問合せ

小規模事業者支援一時金コールセンター

045-225-3725

受付時間 9:00~17:00（月~金 ※祝日を除く）

※コールセンターは令和2年5月25日から運用開始します。

【参考】

「横浜市新型コロナウイルス感染症対応資金」についてはこちらをご確認ください。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/jyouken/murishi-corona.html>

お問合せ先

経済局経営・創業支援課長 中村 隆幸 Tel 045-671-2575